

令和5年度兵庫県地球環境保全資金融資制度要綱

1 目的

県内に工場又は事業場（以下「工場等」という。）を有する中小企業者等に対し、地球温暖化対策、環境保全及び公害防止のための設備設置に必要な資金並びに工場等の緑化を行うために必要な資金並びに事業に要する最新規制適合車及び次世代自動車の購入に必要な資金を長期かつ低利に融資することにより、地域住民の健康を保護するとともに生活環境及び地球環境の保全を図ることを目的とする。

2 融資枠

この制度による融資は、地球温暖化対策、環境保全及び公害防止のための設備設置に必要な資金並びに工場等の緑化を行うために必要な資金（以下「地球温暖化対策設備等設置資金」という。）並びに最新規制適合車及び次世代自動車の購入に係る資金（以下「最新規制適合車等購入資金」という。）に区分して実施し、融資枠総額は9億円とする。

3 資金措置

県は、この制度による融資の資金を確保するため、次の各号により、兵庫県信用保証協会（以下「保証協会」という。）に資金を貸し付け、保証協会は、県が指定する取扱金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に預託するものとする。

(1) 貸付（預託）額

貸付（預託）額は、次の表に掲げるところによるものとする。

区 分	地球温暖化対策設備等設置資金	最新規制適合車等購入資金
貸付（預託）額	県が予算の範囲内で別途算定した額	県が予算の範囲内で別途算定した額

(2) 貸付（預託）期間

地球温暖化対策設備等設置資金にあつては、令和5年度を含む16か年度以内、最新規制適合車等購入資金にあつては、令和5年度を含む11か年度以内とする。ただし、貸付（預託）及び返納の方法については、令和5年度地球環境保全資金取扱要領に定めるところによる。

4 信用保証

この制度による融資は、原則として保証協会の保証を付するものとし、保証料、保証条件及び担保については、保証協会が定めるところによるものとする。

5 融資対象者

融資対象となる者は、県内に工場等を有し、事業を営む次の各号のいずれかに該当する中小企業者等とする。

(1) アからオまでのいずれかに該当する中小企業者（以下「企業」という。）

ア 小売業に属する事業を主たる事業として営むもので、資本の額若しくは出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人

イ サービス業に属する事業を主たる事業として営むもので、資本の額若しくは出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

ウ 卸売業に属する事業を主たる事業として営むもので、資本の額若しくは出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

エ 鉱業、製造業、運輸業等に属する事業を主たる事業として営むもので、資本の額若しくは出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

オ 中小企業信用保険法施行令第1条第2項に定める業種については、同施行令に定めるその業種ごとの資本の額若しくは出資の総額又は常時使用する従業員の数以下の会社及び個人

(2) 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下のもの（以下「医療法人」という。）

(3) 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条に定める事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会（以下「組合」という。）

(4) 特定事業を行う特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）であって、常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下のもの（以下「NPO法人」という。）

6 融資対象資金使途

融資の対象となる資金は、次の各号のいずれかに該当する使途の資金であって、申込書受理日以降に工事又は購入に着手するものに限る。ただし、受理日以前に着手していたものであっても知事がやむを得ない事由があると認め、当該工事又は購入に係る費用の支払いが終了していない場合については、この限りでない。

(1) 地球温暖化対策設備等設置資金にあつては、次に掲げる使途の資金

ア 地球温暖化対策に係るもの

(ア) 太陽光発電等再生可能エネルギー施設及び設備の設置に要する資金（発電した電力を全て売電する場合は不可）

(イ) 省エネルギー施設及び設備の設置等に要する資金

(ウ) 二酸化炭素削減に資する生産設備、業務用設備、建築設備の設置等に要する資金

イ 環境保全

- (ア) 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和 63 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項に定められた特定物質及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 2 条第 3 項第 4 号に掲げる物質（以下「特定物質等」という。）を使用する設備を代替する特定物質等を使用しない設備の設置に要する資金
- (イ) 特定物質等を使用する設備からの確に特定物質等を回収し、若しくは回収した特定物質等を破壊及び再生するための設備の設置又は購入に要する資金
- (ウ) 天然ガスを燃料とする設備（石油系を燃料とする施設から更新する場合に限る。）の設置に要する資金
- (エ) 再生資源の利用又は資源の再利用の促進に必要な設備で別表に掲げるものの設置に要する資金

ウ 公害防止に係るもの

- (ア) 工場等の大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動及び悪臭による公害を防止するために必要な設備で別表に掲げるものの設置に要する資金
- (イ) 産業廃棄物を処理するために必要な設備で別表に掲げるものの設置に要する資金
- (ウ) 公害を防止し難い工場等で、十分な公害対策を行うことを条件として知事が特に移転を必要と認めた場合の移転先の用地の取得、建物の建築又は購入及び移転に要する資金
- (エ) 自動車又は電気機械器具の解体処理施設において、厚生労働省が事前選別ガイドライン（平成 7 年 6 月 27 日付け厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知衛産第 55 号）に示す環境保全上必要な設備の設置に要する資金
- (オ) 既存の設備の補修に要する資金

エ 緑化に係るもの

公害を発生し、又は発生するおそれがある工場等の敷地内において「環境の保全と創造に関する条例」（平成 7 年条例第 28 号）に基づき行う樹木の植栽に要する資金

オ その他特に知事が必要と認める設備の設置に要する資金

(2) 最新規制適合車等購入資金にあつては、次に掲げる用途の資金

ア 次の(ア)から(カ)までに掲げる条件のいずれかを満たす貨物自動車、バス及び特種自動車又は(キ)から(ク)までに掲げる条件を満たす乗用車の購入に要する資金

ただし、購入車両と同等程度以上の車両総重量を有し、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）第 1 2 条に規定する窒素酸化物排出基準値又は粒子状物質排出基準値を満足しない現在所有する事業用の貨物自動車、バス、ディーゼル乗用車又は特種自動車を解体廃車することを条件とする。

- (ア) 車両総重量 1.7 トン以下の平成 17 年規制以降の排出ガス規制に適合するガソリン車及び LPG 車

- (イ) 車両総重量 1. 7 トン超 2. 5 トン以下の平成 1 7 年規制以降の排出ガス規制に適合するガソリン車及びL P G 車
 - (ウ) 車両総重量 2. 5 トン超の平成 1 7 年規制以降の排出ガス規制に適合するガソリン車及びL P G 車
 - (エ) 車両総重量 3. 5 トン以下の平成 1 7 年規制以降の排出ガス規制に適合するディーゼル車
 - (オ) 車両総重量 3. 5 トン超 1 2 トン以下の平成 1 0 年規制以降の排出ガス規制に適合するディーゼル車
 - (カ) 車両総重量 1 2 トン超の平成 1 1 年規制以降の排出ガス規制に適合するディーゼル車
 - (キ) 平成 1 7 年規制以降の排出ガス規制に適合するガソリン車及びL P G 車
 - (ク) 平成 1 7 年規制以降の排出ガス規制に適合するディーゼル車
- イ 燃料電池自動車、電気自動車及び天然ガス自動車の購入に要する資金

7 融資条件

融資条件は、次の表に掲げるところによるものとする。

(表 1)

融資条件		資金名	地球温暖化対策設備等設置資金	最新規制適合車等購入資金
融資 限度額	1 企業, 医療法人, NPO 法人 1 組 合		1 億円	2. 8 億円 ただし、一台ごとの限度額は表 2 に掲げる額とする。
融 資 期 間			1 年以上 15 年以内	1 年以上 10 年以内
融 資 利 率			年 0. 7 %	
融 資 方 法			取扱金融機関の定めるところによる。	
返 済 方 法			元金均等月賦返済(元金は据置 2 年以内可、ただし、利息は毎月払い)	
担保又は連帯保証人			保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。	

(表 2)

車両総重量区分	本体 (シャーシ)	架装
20t 超~25t 以下	1,000 万円	700 万円
20t 以下	1,400 万円	

- ※1 架装欄に記載の金額は、本体（シャーシ）に対し、冷凍庫、バン、ウイング、冷凍ウイング、コンクリートミキサー、ダンプその他の用途への架装のため、必要な経費をいう。
- 2 上に掲げるもの以外のものについては、知事が認めた額とする。

8 取扱金融機関

取扱金融機関は、次に掲げる金融機関のうち、知事が指定する金融機関とする。

- (1) 県内に本店又は支店を有する銀行
- (2) 商工組合中央金庫神戸、姫路及び尼崎支店
- (3) 県内に本店又は支店を有する信用金庫、信用組合及び農業協同組合等

9 融資申込期間

融資申込期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

ただし、期間中に融資枠に達した場合は、その時点で打ち切るものとする。

10 融資申込方法

融資希望者は、兵庫県地球環境保全資金融資申込書(様式第1号又は様式第8号。以下「融資申込書」という。)及び信用保証委託申込書(許認可等を要する業種については、許認可等の写しを貼付する。)に所要事項を記載し、(2)に掲げる書類を添付の上、(1)の表の機関に同表に定める部数を提出するものとする。

(1) 申込機関及び申込部数

申込機関及び申込部数は、次の表による。

区 分		地球温暖化対策設備等設置資金 最新規制適合車等購入資金
申込機関		取扱金融機関
申 込 部 数	融資申込書	1部
	添付書類	1部
	信用保証 委託申込書	1部

(2) 添付書類

ア 地球温暖化対策設備等設置資金(地球温暖化対策に係るもの)にあつては、次に掲げる書類

- (ア) 誓約書(様式第1号の2)
- (イ) 設備の概要、金額が分かる資料(カタログ、仕様書、設計図、見積書(写)等)
- (ウ) その他知事が必要と認める書類

イ 地球温暖化対策設備等設置資金(環境保全及び公害防止にかかるもの(工場等の移転及び緑化に係るものを除く。))にあつては、次に掲げる書類

- (ア) 誓約書(様式第1号の2)

- (イ) 騒音、振動又は悪臭に係るものについては、当該設備の設置を必要とする市町長の意見書（様式第2号）、及び公害による苦情がある場合は公害処理記録（県又は市若しくは町に保管のもの）の写し
- (ウ) 処理装置及び処理能力等を明らかにした設計図及び仕様書
- (エ) 省エネルギーに係るものについては、設備等の導入による省エネルギー効果を明らかにした書類
- (オ) 設備の設置に伴う請負業者等との契約書又は見積書の写し
- (カ) 工場内の平面図（機械設備の配置図を含む。）
- (キ) 工場等の付近見取図
- (ク) 設備の設置又は変更届書の写し（又は他法令により官公庁に届け出た書類の写）
- (ケ) その他知事が必要と認める書類

ウ 地球温暖化対策設備等設置資金のうち工場等を移転する場合にあつては、次に掲げる書類

- (ア) 誓約書（様式第1号の2）
- (イ) 公害処理記録（県又は市若しくは町に保管のもの）の写し又は移転を必要とする市町長の意見書（様式第2号）
- (ウ) 移転先の市町長の工場等移転に伴う同意書（様式第3号）
- (エ) 移転先及び現在地の用地、建物の平面図（機械等の配置図を含む。）並びに付近の見取り図
- (オ) 建築基準法等他法令による許認可書の写し
- (カ) 移転先の用地の取得、建物の建築又は購入に伴う請負業者等からの見積書若しくは契約書の写し
- (キ) 移転に要する費用の請負業者等からの見積書又は契約書の写し
- (ク) 処理装置、処理能力等を明らかにした設計図及び仕様書
- (ケ) 設備の設置に伴う請負業者等からの見積書又は契約書の写し
- (コ) 設備の設置又は変更届書の写し
- (サ) その他知事が必要と認める書類

エ 地球温暖化対策設備等設置資金のうち緑化を行う場合にあつては、次に掲げる書類

- (ア) 誓約書（様式第1号の2）
- (イ) 緑化に伴う請負業者等からの見積書又は契約書の写し
- (ウ) 工場等の平面図（樹木等の配置図を含む。）
- (エ) 工場等の付近見取図
- (オ) 特定工場等緑化計画届受理書の写し
- (カ) その他知事が必要と認める書類

オ 最新規制適合車等購入資金にあつては、次に掲げる書類

- (ア) 誓約書（様式第9号）

- (イ) 見積書及び購入車種のカatalog、諸元表
- (ウ) 工場等の平面図（車庫等の配置図を含む。）
- (エ) 工場等の付近見取図
- (オ) 廃車予定車両の自動車検査証の写し
- (カ) その他知事が必要と認める書類

11 着手報告

この制度による融資を受けた者は、速やかに工事又は購入に着手するとともに、着手報告書（様式第4号）により知事に報告しなければならない（最新規制適合車等購入資金を除く。）

12 計画等変更

この制度による融資を受けた者は、申請時の計画に変更（軽微な変更は除く。）を生じた場合には、速やかに計画変更願（様式第5号又は様式第10号）により知事の承認を受けなければならない。

なお、工事又は購入の進捗状況の報告を求められたときは、進捗状況報告書（様式第6号）により知事に報告しなければならない。

13 完成等報告

この制度による融資を受けた者は、次の各号の定めるところにより、完成又は購入の報告をしなければならない。

- (1) 地球温暖化対策設備等設置資金に係る融資を受けた者は、速やかに設備の設置工事、工場等の移転工事又は機器の購入を完成させなければならない。

また、完成し、費用の支払いを終了したときは、直ちに完成報告書（様式第7号及び様式第7号の2）に次に掲げる書類を添付し、知事に報告しなければならない。

- ア 設置等費用の領収書の写し
- イ 設置した設備の写真（移転の場合は移転の前後の写真）
- ウ 測定結果報告書（必要があれば）
- エ その他知事が必要と認める書類

- (2) 最新規制適合車等購入資金に係る融資を受けた者は、速やかに最新規制適合車については購入及び解体廃車、次世代自動車については購入を完了させなければならない。

また、車両の購入及び解体廃車を行い、費用の支払いを終了したときは直ちに購入報告書（様式第11号及び様式第11号の2）に次に掲げる書類を添付し、知事に報告しなければならない。

- ア 購入等費用の領収書の写し
- イ 購入車両の自動車検査証の写し
- ウ 解体廃車車両の登録事項等証明書の写し（この要綱の6(2)イの場合を除く。）

エ 購入車両の写真

オ その他知事が必要と認める書類

14 借入金の繰上償還

この制度による融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて繰上償還を命じることがある。

- (1) 融資資金をこの要綱に定める資金用途以外に使用し、又は借入後長期にわたり使用しないとき。
- (2) この要綱第6(2)アのただし書にある条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正行為により、融資資金を用途したとき。

15 歩積両建預金の禁止

取扱金融機関は、この制度による融資の実行に当たって、歩積両建預金を求めてはならない。

16 関係機関の協力

県、市、町、商工会議所、商工会、保証協会及び取扱金融機関は、連絡協調の上、この制度による融資の取扱いについて指導を行い、円滑な運営に協力するものとする。

17 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(別表)

融 資 対 象 設 備

大気汚染関係	<ol style="list-style-type: none">ばいじん、硫黄酸化物、有害物質又は揮発性有機化合物を以下の方法により処理する設備 (洗浄、吸収、中和、吸着、ろ過、冷却、燃焼、重力沈殿、慣性分離、遠心力分離、電気捕集、音波凝集、膜分離、生物処理、光触媒分解、プラズマ脱臭分解、オゾン分解法)粉じんを1で規定した方法又は以下の方法により処理する施設 (散水、被覆、密閉)排ガス、粉じん等分析測定装置
水質汚濁関係	<ol style="list-style-type: none">汚水又は廃液を以下の方法により処理する設備 (沈殿、浮上、ろ過、分離、濃縮、凝集、吸着、抽出、ばっ気、イオン交換、酸化、還元、中和、冷却、乾燥、蒸発、循環、生物化学的処理、かくはん、洗浄、燃焼)排水等分析測定装置有害物質の地下浸透及び周囲への流出の防止並びに点検を行う以下の設備 (床面、配管等、防液堤等、排水溝等、漏えい等検知設備)
土壌汚染関係	<ol style="list-style-type: none">土壌汚染の除去又は拡散防止を以下の方法により行う設備 (原位置封じ込め、遮水工封じ込め、揚水、透過性地下水浄化壁、掘削除去、原位置浄化、遮断工封じ込め、不溶化埋め戻し、原位置不溶化、舗装、盛土)土壌汚染分析測定装置
騒音・振動関係	<ol style="list-style-type: none">騒音又は振動を防止する以下の設備 (消音装置、遮音装置、遮音壁、防音室、防音窓、防震基礎、防震装置)騒音及び振動分析測定装置
悪臭関係	<ol style="list-style-type: none">悪臭を以下の方法により処理する設備 (熱分解、洗浄、吸収、吸着、イオン交換、酸化、還元、中和、電気捕集、密閉、希釈、生物処理)悪臭分析測定装置
産業廃棄物関係	<ol style="list-style-type: none">産業廃棄物を以下の方法により処理する施設及び資源化再利用設備 (脱水、乾燥、焼却、破碎、選別、圧縮、分離、中和、分解、固化、焙焼、洗浄、生物化学的処理、無害化、安定化)PH等分析測定装置
再生資源の利用又は資源の再利用の促進に必要な設備	<ol style="list-style-type: none">再資源化又は再利用を以下の方法により行う設備 (脱水、乾燥、破碎、選別、圧縮、分解、中和、分離、固化、焙焼、洗浄、コンポスト化等)再資源化又は再利用に必要な回収又は保管設備 (運搬設備は除く。)廃熱を回収利用する設備

(注) 1 有害物質とは、環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準(平成8年告示第542号)に規定する物質とする。

2 分析測定装置は、専ら公害防止の用に供するもののみ融資対象とする。